

戸田市議会基本条例検証シート

条 文			現状に対する意見	検証(評価)結果
第1章(総則)	目的	第1条	特になし	☒ 条文に従いこれまでどおり取り組む ☐ 今回の検証をもとに条文を改正 ☐ 今回の検証をもとに規定を追加又は削除 ☐ 条文の表現や字句の整理
第2章(議会及び議員の活動原則)	議会の役割	第2条	特になし	☐ 条文に従いこれまでどおり取り組む ☐ 今回の検証をもとに条文を改正 ☐ 今回の検証をもとに規定を追加又は削除 ☒ 条文の表現や字句の整理
	議会の活動原則	第3条	・条文各項の末尾が「目指すこと」「努めること」「果たすこと」とバラバラ ・市民向けかもしれないが自分たちに向けたものである。	☒ 条文に従いこれまでどおり取り組む ☐ 今回の検証をもとに条文を改正 ☐ 今回の検証をもとに規定を追加又は削除 ☐ 条文の表現や字句の整理
	議員の活動原則	第4条	・「一部団体及び地域の代表」の意味が不鮮明。団体の長や町会長のことなのか、議員自身が「一部団体及び地域の代表」であることを表しているのか。もしくは他の意味であるのか。意味するものを明解にし、順守につなげる。	☒ 条文に従いこれまでどおり取り組む ☐ 今回の検証をもとに条文を改正 ☐ 今回の検証をもとに規定を追加又は削除 ☐ 条文の表現や字句の整理
	議長等の活動原則	第5条	・各項の末尾の表現を他と揃えてはどうか。 ・むしろ、1項の条文を訂正したほうが良いのではないか。2項の条文変更のように強調する必要はないかと思う。 ・表現が強く感じる。	☒ 条文に従いこれまでどおり取り組む ☐ 今回の検証をもとに条文を改正 ☐ 今回の検証をもとに規定を追加又は削除 ☐ 条文の表現や字句の整理
	会派	第6条	・1人での会派結成も行うことができる旨を明記したい。	☒ 条文に従いこれまでどおり取り組む ☐ 今回の検証をもとに条文を改正 ☐ 今回の検証をもとに規定を追加又は削除 ☐ 条文の表現や字句の整理
	委員会の活動	第7条	・「迅速」「機動力」とスピードを強調しているのはなぜか ・特別委員会の活動も明記するべきではないか ・年間活動テーマの在り方の検討を行うタイミングではないか	☐ 条文に従いこれまでどおり取り組む ☐ 今回の検証をもとに条文を改正 ☐ 今回の検証をもとに規定を追加又は削除 ☒ 条文の表現や字句の整理

		改正する条文	改正する条文の趣旨
第1章(総則)	第1条	—	—
第2章(議会及び議員の活動原則)	第2条	3 議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、議員間における自由討議を通じて合意形成を図る政策立案及び政策提言機関である。	本市議会は、「政策立案及び政策提言機関」と規定する。
	第3条	—	—
	第4条	—	—
	第5条	—	—
	第6条	—	—
	第7条	2 常任委員会は、年間活動テーマを設定し、閉会中においても所管事務調査を実施するとともに、積極的に政策立案及び政策提言を行うよう努めるものとする。	本市議会は、「政策立案及び政策提言機関」と規定する。

条 文			現状に対する意見	検証(評価)結果
				☐ 条文に従いこれまでどおり取り組む ☐ 今回の検証をもとに条文を改正 ☒ 今回の検証をもとに規定を追加又は削除 ☐ 条文の表現や字句の整理
第3章 (市民と議会との関係)	市民参加及び市民の活動	第8条	1 議会は、本会議のほか、委員会及び全員協議会を原則公開とする。 2 議会は、委員会の運営に当たっては、公聴会制度及び参考人制度を十分に活用し、市民の専門的又は政策的知見を議会の討議に反映させるものとする。 3 議会は、請願及び陳情の審議においては、必要に応じ、提案者の意見聴取を行う機会を設けることができる。 4 議会は、市民との意見交換の場を多様に設け、自らの政策能力の強化や政策提言の拡大を図るものとする。	陳情の取り扱いについては、改革で取り上げて話し合うのが良い。
	議会広報活動の充実	第9条	1 議会は、多様な広報手段の活用により議会広報活動の充実に努めることで、市民に対する説明責任を果たし、その信託に応えるものとする。 2 議会は、議会活動が広く市民の理解を得られるよう、議会広報委員会を設置する。	特になし
	議会モニター制度	第10条	1 議会は、市民の意見を広く聴取し、議会活動、委員会活動及び議員活動に反映させるため、議会モニター制度を設けることができる。	・議会モニター制度の在り方の検討を行うタイミングではないが、 ・条文はそのままでもよいが、制度の内容などは改革や議進で取り上げて話し合う必要があると思う。 ・再検討が必要。
	議会パブリックコメント制度	第11条	1 議会は、基本的な政策の策定に当たっては、パブリック・コメントを行うことができる。	特になし
第4章 (議会と市長等との関係)	議会と市長等との関係の基本原則	第12条	1 議会は、市民の意思を代表する合議制の機関として、二元代表制のもと、常に市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)との相互のけん制と均衡により緊張関係を保ち、事務執行の監視及び評価並びに政策提言を行い、市政の発展に取り組まなければならない。 2 議会は、市の政策及び市長等の事務に係る調査を行うため、市長等に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。 3 議会は、自ら行う政策の形成及び決定に資するため、市長等に対し、資料の提出、意見の提供、説明その他必要な協力を求めることができる。	特になし
	質疑応答の方法	第13条	1 議会は、論点又は争点を明確にするため、本会議における一般質問を一問一答で行うものとする。 2 議長及び委員会の委員長は、論点又は争点を明確にする必要があると認めるときは、市長等の職員に対し、議員の発言の主旨に対する確認の機会を付与することができる。	特になし
	予算の執行及び決算の説明	第14条	1 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、論点情報を形成し、その政策水準を高めるため、分かりやすい施策別又は事業別の説明を市長等に求めるものとする。	・執行部に徹底を促す
	査議及び等研究	第15条	1 議会は、議案等の調査及び研究に当たっては、適切な判断に資するため、必要があると認めるときは、学識経験者等による専門的事項に係る調査に関する制度並びに公聴会制度及び参考人制度を積極的に活用するものとする。	・実際の活用を増やす

		改正する条文	改正する条文の趣旨
第3章 (市民と議会との関係)	災害時の対応	第8条 1 議員は、別に定めるところにより、 <u>戸田市議会災害対策支援本部が設置されたときは、災害復旧等に寄与するため、迅速かつ適切に行動するものとする。</u>	地震や風水害等の事象により災害が発生した場合は、「戸田市議会における災害発生時の対応要領」及び災害発生時の行動マニュアルに基づき、議員は迅速かつ適切に行動することとする。
	市民参加及び市民の活動	第9条 4 議会は、市民との意見交換の場として <u>議会懇談会等を設け、自らの政策能力を強化し、政策立案及び政策提言の充実を図るものとする。</u>	本市議会は、「政策立案及び政策提言機関」と規定する。 また、字句の整理。
		第10条	—
		第11条	—
第4章 (議会と市長等との関係)		第12条	—
		第13条 1 議会は、市民の意思を代表する合議制の機関として、二元代表制のもと、常に市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)との相互のけん制と均衡により緊張関係を保ち、事務執行の監視及び評価並びに <u>政策立案及び政策提言</u> を行い、市政の発展に取り組まなければならない。	本市議会は、「政策立案及び政策提言機関」と規定する。
		第14条	—
		第15条	—
		第16条	—

条 文			現状に対する意見	検証(評価)結果
第5章(議員間討議等)	議決事件の拡大	第16条	1 議会は、市民の信託に応える市政運営を実現し、市民福祉の向上と市の発展のために最も適切な決定を行うことができるよう、議決事件の拡大について検討するものとする。	・拡大できる内容を確認して、議会で再検討 ☑条文に従いこれまでどおり取り組む □今回の検証をもとに条文を改正 □今回の検証をもとに規定を追加又は削除 □条文の表現や字句の整理
	議員間討議	第17条	1 議員は、多様な意見が反映されるよう議員間における討議に努めるものとする。 2 議員は、議員間における討議を通じて議会の意思の集約を図り、合意形成に努めるものとする。	・内容が重なっている感じがする。 ・第2項「議会の意思の集約を図り、合意形成に」は同様の意味合いではないが。 ・議員間討議を踏まえ、年間活動テーマを定めて執行部等に対し提言等を行っている。 □条文に従いこれまでどおり取り組む ☑今回の検証をもとに条文を改正 □今回の検証をもとに規定を追加又は削除 □条文の表現や字句の整理
	議会審議の観点における着	第18条	1 議会は、議会審議を行うに当たっては、論点情報を形成し、その政策水準を高めるため、次に掲げる事項に着眼し政策議論を行うものとする。 (1) 政策の立案から提案に至るまでの経緯 (2) 市民福祉の向上への有効性 (3) 政策の実施にかかわる財源措置 (4) 将来にわたる政策のコスト推計 (5) 市民生活及び事業活動に密着した部門横断的かつ多角的な視野	特になし ☑条文に従いこれまでどおり取り組む □今回の検証をもとに条文を改正 □今回の検証をもとに規定を追加又は削除 □条文の表現や字句の整理
	研修の充実	第19条	1 議会は、監視及び評価の機能の充実並びに政策立案能力の向上のため、積極的に研修の充実に努めるものとする。	・「政策立案」と「政策提言」について、確認したい。 ・「政策立案能力」とあるが、本条例第2条で「政策提言機関である」と規程している。 □条文に従いこれまでどおり取り組む □今回の検証をもとに条文を改正 ☑今回の検証をもとに規定を追加又は削除 □条文の表現や字句の整理
	携の推進	第20条	1 議会は、分権時代にふさわしい議会の在り方についての調査研究を行うため、他の地方公共団体との交流及び連携を推進するものとする。	・目的がピンポイント過ぎる ・時代は刻々と変化している。 ・平成26年から、国では地方創生の取組がスタートしている。 □条文に従いこれまでどおり取り組む ☑今回の検証をもとに条文を改正 ☑今回の検証をもとに規定を追加又は削除 □条文の表現や字句の整理
第6章(議員の政治倫理、身分及び待遇)	政治倫理	第21条	1 議員は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その信託に応えるため、政治倫理の向上及び確立に努めるとともに、戸田市議会議員信条を遵守しなければならない。	特になし ☑条文に従いこれまでどおり取り組む □今回の検証をもとに条文を改正 □今回の検証をもとに規定を追加又は削除 □条文の表現や字句の整理
	議員定数	第22条	1 議会は、議員定数を決めるに当たっては、議事機関として事業をあらゆる角度から審議し、決定するために必要な定数の確保に努めるものとする。 2 議員定数を改正するに当たっては、行財政改革の視点及び他の地方公共団体との比較だけでなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮し、決定するものとする。	・「必要な」という部分を過ぎたるも可と勘違いされないために、はっきりさせたほうが良いのではないが。 ・選挙前に行うのではなく、早い段階で動く。 ☑条文に従いこれまでどおり取り組む □今回の検証をもとに条文を改正 □今回の検証をもとに規定を追加又は削除 □条文の表現や字句の整理
	議員報酬	第23条	1 議会は、議員が日々研さんし、高い見識を養い、その使命及び責任を果たすために必要な議員報酬を定めるものとする。 2 議員報酬を改正するに当たっては、行財政改革の視点及び他の地方公共団体との比較だけでなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮し、決定するものとする。	・「必要な」という部分を過ぎたるも可と勘違いされないために、はっきりさせたほうが良いのではないが。 ・選挙前に行うのではなく、早い段階で動く。 ☑条文に従いこれまでどおり取り組む □今回の検証をもとに条文を改正 □今回の検証をもとに規定を追加又は削除 □条文の表現や字句の整理
	政務活動費	第24条	1 会派及び議員は、政務活動費を有効に活用し、市政に関する調査研究を積極的に行うものとする。 2 会派及び議員は、政務活動費を適正に執行し、市民に対して使途の説明責任を負うものとする。 3 議長は、政務活動費の収支報告書を公表することにより、政務活動費の透明性の向上に努めるものとする。	・第3項において、収支報告書のみを公表しているように読めるが、実際は領収書等も公開している。 □条文に従いこれまでどおり取り組む ☑今回の検証をもとに条文を改正 □今回の検証をもとに規定を追加又は削除 □条文の表現や字句の整理

改正する条文			改正する条文の趣旨
	第17条	—	—
第5章(議員間討議等)	第18条	2 議員は、議員間における討議を通じて合意形成を図り、政策立案及び政策提言に努めるものとする。	文言整理を行うとともに、本市議会では、年間活動テーマを定めて提言等に努めているため、現状に即して第2条と同様に「政策立案及び政策提言」を追加する。
	第19条	—	—
	第27条へ		
第28条へ			
第6章(議員の政治倫理、身分及び待遇)	第20条	—	—
	第21条	—	—
	第22条	—	—
	第23条	3 議長は、政務活動費の収支報告書及び領収書等の証拠書類を公表することにより、政務活動費の透明性の向上に努めるものとする。	領収書などについても議会ホームページにて公開しているため、「領収書等の証拠書類」を追加する。

条 文				現状に対する意見	検証(評価)結果			改正する条文	改正する条文の趣旨	
第7章(議会事務局の体制整備)	議会の推進改革	第25条	1 議会は、議会の信頼性を高めるため、不断の改革に努めるものとする。 2 議会は、前項の改革に取り組むため、必要に応じて議員で構成する検討組織を設置するものとする。	・議会の機能向上のため改革を導入しやすくする必要がある。	☐ 条文に従いこれまでどおり取り組む ☐ 今回の検証をもとに条文を改正 ☐ 今回の検証をもとに規定を追加又は削除 ☒ 条文の表現や字句の整理	第7章(議会機能の充実強化)	第24条	1 議会は、 <u>その</u> 信頼性を高めるため、不断の改革に努めるものとする。	字句の整理。	
		第26条	1 議会は、議会及び議員の政策立案の支援体制を充実させるため、議会事務局の調査及び法制機能の強化を図るものとする。	・「政策立案の支援体制」とあるが、本条例第2条で、「政策提言機関である」と規定している。	☐ 条文に従いこれまでどおり取り組む ☐ 今回の検証をもとに条文を改正 ☐ 今回の検証をもとに規定を追加又は削除 ☒ 条文の表現や字句の整理		第25条	1 議会は、議会及び議員の政策立案及び政策提言の支援体制を充実させるため、議会事務局の調査及び法制機能の強化を図るものとする。	議会事務局の体制整備に当たっては、本条例の第2条の規定に合わせて、「政策立案及び政策提言」の支援体制に改正する。	
		第27条	1 議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するため、必要な予算及び人員の確保に努めるものとする。	・「必要な」という部分を過ぎたるも可と勘違いされないために、はっきりさせたほうが良いのではないか。 ・事務局人事の在り方を再確認	☒ 条文に従いこれまでどおり取り組む ☐ 今回の検証をもとに条文を改正 ☐ 今回の検証をもとに規定を追加又は削除 ☐ 条文の表現や字句の整理		第26条	—	—	
	局の体制整備	議員の確保			☐ 条文に従いこれまでどおり取り組む ☐ 今回の検証をもとに条文を改正 ☒ 今回の検証をもとに規定を追加又は削除 ☐ 条文の表現や字句の整理		第27条	1 議会は、 <u>市政に対する監視及び評価の機能の充実並びに政策立案及び政策提言の能力の向上のため、積極的に研修の充実</u> に努めるものとする。	研修の充実に当たっては、本条例第2条の規定に合わせて「政策立案及び政策提言」をはじめとする各種能力の向上のため、「政策立案及び政策提言の能力」に改正する。	
					☐ 条文に従いこれまでどおり取り組む ☒ 今回の検証をもとに条文を改正 ☒ 今回の検証をもとに規定を追加又は削除 ☐ 条文の表現や字句の整理		第28条	1 議会は、 <u>市政に対する監視、政策立案及び政策提言等、議会の機能を十分に発揮するため、他の地方公共団体との交流及び連携を推進するものとする。</u>	これまでも、視察などによる交流や議長会での連携の目的は、市政の発展や市民福祉の向上を主眼としていたため。	
第8章(最高規範性と見直し手続等)	最高規範性	見直し手続	その他	第28条	1 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する議会の条例、規則等を制定してはならない。 2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例の研修を行わなければならない。	特になし	☒ 条文に従いこれまでどおり取り組む ☐ 今回の検証をもとに条文を改正 ☐ 今回の検証をもとに規定を追加又は削除 ☐ 条文の表現や字句の整理	第31条	—	—
				第29条	1 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案して、議会運営に係る不断の評価及び改善を行い、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 2 議会は、この条例を改正するに当たっては、議員全員が賛同する場合であっても、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。	・見直し時期が明記されていなかったため、これまで自治法改正に伴う条例改正しかしていなかった。 ・第2項については、条例改正する場合は全会一致であっても、本会議で改正の理由等を説明することは当然のことである。	☒ 条文に従いこれまでどおり取り組む ☐ 今回の検証をもとに条文を改正 ☐ 今回の検証をもとに規定を追加又は削除 ☐ 条文の表現や字句の整理	第32条	—	—
				第30条	1 この条例に定めるもののほか必要な事項は、議会が別に定める。	・句読点の位置で内容が変わってくるので確認したい。	☒ 条文に従いこれまでどおり取り組む ☐ 今回の検証をもとに条文を改正 ☐ 今回の検証をもとに規定を追加又は削除 ☐ 条文の表現や字句の整理	第33条	—	—
	情報技術の活用	議会事務局からの提案	第29条	1 議会は、 <u>議会活動を円滑かつ効率的に行うため、情報通信技術の積極的な活用を図るものとする。</u>		第30条	1 議会事務局は、 <u>議会及び議員の政策立案及び政策提言を支援するため、議会に対し提案を行うことができる。</u>			
			第31条	—		第32条	—			